

2009年7月6日

Zenken通信 (vol. 44)

▽ 今回のお届け情報

Title: 北海道庁「最低制限価格等 90%に」

Outline

添付資料P1~3

○北海道庁は、本年4月に新中央公契連モデルに準じて最低制限価格等の設定基準を見直したが、今般、品質確保の観点に加え、地域経済・雇用の下支えを果たしている地域建設業が継続的に経営できる環境を整備する観点から、最低制限価格等が予定価格の90%程度になるよう、算定式をさらに引き上げることとした。
(7月16日以降の入札から適用)

○北海道は、4月の改正以降、北海道建設業協会と連携して建設企業の経営状況の調査を実施するとともに、最低制限価格の更なる引き上げ等を検討していた。

[見直し内容]

最低制限価格、低入札調査基準価格の算定式

- ・直接工事費×0.95 ⇒ 変更なし
- ・共通仮設費×0.90 ⇒ 変更なし
- ・現場管理費×0.70 ⇒ ×0.85
- ・一般管理費×0.30 ⇒ ×0.65

《北海道建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

最低制限価格等の引き上げ

公共工事の品質を確保する観点に加え、第3次緊急総合対策に呼应し、地域経済・雇用
の下支えの役割を果たしている地域建設業が継続的に経営できる環境を整備する観点から
「低入札価格調査基準価格」及び「最低制限価格」の引き上げを行う。

なお、引き上げについては、当面の措置とする。

◎ 算定基準（迄の独自基準）

【現行の範囲】
予定価格の 7.0/1.0から9.0/1.0
【現行の計算式】
$\begin{aligned} & \text{現場管理費} \times 0.95 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.95 \\ & \text{現場管理費} \times 0.70 \\ & \text{一般管理費} \times 0.80 \end{aligned} \quad \times 1.05$

【改定後の範囲】
予定価格の 7.0/1.0から9.0/1.0
【改定後の計算式】
$\begin{aligned} & \text{現場管理費} \times 0.95 \\ & \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ & \text{現場管理費} \times 0.85 \\ & \text{一般管理費} \times 0.85 \end{aligned} \quad \times 1.05$

◎ 算定の考え方

● 現場管理費

現場従業員の給与、退職金、法定福利費など工事の施工に必要な人材確保に要する管理的経費を加味。

● 一般管理費

本支店従業員の給与、退職金、法定福利費など、企業の継続的経営に必要な人材確保に要する管理的経費を新たに加味。

◎ 対象工事

原則、予定価格が250万円を超える工事に適用

◎ 適用時期

平成21年 7月16日の入札から適用

◎ 改正による効果

（一般土木工事の例）

区 分	2千万円	6千万円	9千万円	3億円
① 改正後（案）	89.1%	89.7%	89.9%	90.0%
② 改正前	81.7%	83.3%	83.8%	85.3%
③ 改定前後差(①-②)	7.4%	6.4%	6.1%	4.7%

◎ 引き上げの実効性を高める取組

● 下請状況調査等の強化

工事施工中において、労務単価や元請・下請間の施工体制、安全衛生管理体制等の点検確認調査を実施し、指導の強化を図る。

● 品質の確保に向けた取組の強化

現場監督の強化、社内検査の徹底及び三者検討会の拡充などを図る。

最低制限価格

道が引き上げ

予定価格の約90%に

独自の基準 16日開札から

道は、16日開札から最低制限価格を5.7%引き上げ、予定価格のおおむね90%までとする。2月の道議会予算特別委員会知事総括で、高橋はるみ知事が表明した。現行の下限70%、上限90%の設定範囲は狭えず、算定対象となつていない費目比率を算出し、独自の基準を設定。予定価格の90%に近づけるよう改正する。道は、4月30日に国の基準に準拠し、最低制限価格を引き上げているが、低入札に歯止めがかけられない現状から独自の基準を設定し、再度引き上げを決定した。都道府県が独自の基準を設定し、最低制限価格を90%程度に引き上げるのは、長崎、佐賀、新潟に次いで全国で4番目となる。

今回の引き上げは、低入札調査価格と最低制限価格の算出根拠となる「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」の費目比率を算出する。2000億円の緊急経済対策を決定しているが、その経済対策による補正予算工事で安値受注が横行すれば、「せつがくの経済対策の意味がない」(道幹部)からだ。

市町村への波及に期待

高橋はるみ知事が示した、公共工事の最低制限価格引き上げは、今後、道が実施する緊急経済対策の乗効性を確保するためにも大きな意味を持つ。道は、先月上旬までに総額

2000億円の緊急経済対策を決定しているが、その経済対策による補正予算工事で安値受注が横行すれば、「せつがくの経済対策の意味がない」(道幹部)からだ。2日の委員会でも高橋知事は、低入札による下請けへのしわ寄せ、労働環境の悪化、建設企業の経営環境悪化に対する懸念を表明。国交省と中央公

(石川東雄美記者)

となるのは、今月16日以降に開札する工事で、既に公告となつていない工事に対象となる。現行の最低制限価格

額。今回の見直しでは、一般管理費の比重が引き上げられるものとみられ、詳細の算定方法については、さきさき開札の道議会建設委員会が公表する。現行の算定方法による最低制限価格は、予定価格2000万円の一般土木では約82%、9000万円の工事は84%、高橋はるみ知事は、新たな最低制限価格は、総計3部(建設、農政、水産林

務)が所管する250万円以上の工事には一律適用となる。また、道は、最低制限価格引き上げの実効性を上げるため、元請け、下請け間の契約状況や工事施工中の雇用実態の調査・指導、建設現場の監督を強化するとしており、重点監理業務の実施方法についても見直す方針。

北海道通信

平成21年 7月3日 (金)

最低制限価格—5.7%程度引上げ

概ね予定価格の90%に
道が16日入札分から適用

高橋はるみ知事は3日、最低制限価格について当面、従来の五・七％程度引き上げ、「概ね予定価格の九〇％にしたい」として、今月十六日の入札から適用する考えを示した。最低制限価格の算定に当たっては、直接工事費と共通仮設費をそれぞれ九五％、九〇％に引き上げ、現場管理費を八五％、一般管理費を六五％に引き上げる見直し。引き上げの实效性を確保するため、元下問の契約状況や施工中の雇用実態などの調査・指導を強化することも、品質確保に同けて、現場監督の強化を図る考えを示した。

道議会・建設特別委員会総務委員で柿木克弘議員（自民党・道民会派）の質問に答えたもの。

一般管理費65%、現場管理費85%に

最低制限価格の引き上げ「格調基準価格の引き上げ」十日入札分から、現場管理について、国の低入札値に合わせ、これまで四月三割を占めていた六〇％から

七〇％に引き上げている。

しかし、道議会の自民党・道民会派を中心とした分な引き上げとはいえない「い」となる引き上げを

求める意見が相次ぎ、道は六月末をめどに結論を出す考えを示していた。六月八日には、道通運や道建設など道内の主要経済九団体

が、知事に対してさらなる引き上げを要請。高橋知事は「しっかり取り組んでいきたい」と応じていた。

この日の高橋は、柿木議員は、建設投資額がピーク時の半分程度にまで落ち込む中、建設費が住宅・社会資本整備の担い手であり、災害発生時や地域の雇用の面でも大きな役割を果たしている」と指摘。今後も地域産業の中核として発展する必要性を強調し、最低制限価格を引き上げよう求めた。

高橋知事は、低価格競争の増加傾向について、「建設業の安定的な経営が困難となることを懸念される」との認識を示し、四月以降、建設業界との意見交換や経費削減調査などを行ってきた経緯を説明。調査結果の中で、営業利益率の低下や職員・作業員の雇用減少、雇用条件の悪化などの実態がみられるとして、最低制限価格を概ね九〇％に引き上げる考えを示した。